

地域環境保護と個人情報（上）

覺 正 豊 和

はじめに

今日、いわゆる環境問題はあらゆる分野において、しかも多岐にわたり、それらが様々な形で社会に登場してきている。とりわけ、都市環境問題は時代を写しだす鏡のように、ときとともに異なった様相を展開している。そして、こうした都市環境問題の本質を探そうとするならば、殆どの場合において比較衡量の問題に帰することができるといえよう。

本稿においてとり挙げようとするのは、性的犯罪者で有罪歴があり、再犯の可能性のある者の実名を地域社会に公表することの是非についてである。すなわち、子どもを性犯罪者から守るために、性犯罪者に関する情報を地域住民に公開することで、性犯罪者居住の有無を明らかにし、もって地域環境の安全を図ろうとすることが、個人のプライバシーとの比較衡量から許されるかどうかという問題である。

周知のように、1996年、アメリカ合衆国においてクリントン政権が州当局に、性犯罪者の犯罪歴を地域へ通報する義務などを定めた「ミーガン法」の導入に踏み切った。また今日、このような傾向はイギリスやカナダをはじめとするヨーロッパ各国への広がりをみせている。それゆえ、今後のわ

が国における安全な都市・地域環境を維持していく上で、ミーガン法の制定過程、実態およびヨーロッパ各国の実態から、かかる問題の所在を探っていくことは、きわめて重要と思われる。

1. 情報公開と個人情報

情報公開制度は、民主主義に根ざした市民自治を実現するための一つの制度であって、それは他のさまざまな制度と関連しあって、より望ましい民主主義に基づいた自治を可能にするものである。具体的には、政府または自治体は、請求権をもつ者から政府または自治体が保有する情報について公開の請求があった際には原則としてそれを公開しなければならないという制度である。つまり、情報公開制度は、より一層市民自治を実現するための重要な手段の一つであって、この制度の最大の意義は、政府または自治体が公開したがらない情報についてまで極力それになんら修正・加工を加えることなく公開を強制しようとするところにあるといわれている³⁾。

このように情報公開制度は、市民が民主主義を維持していくための最後の手段としての性格を有しており、そこに住む人々が自らのコミュニティを存続させるための一切の権限や事務については住民自らが決定していくという保障に他ならない⁴⁾。

そこで、市民自らが主体となって、自分たちの住む地域を統治していくとするいわゆる市民自治の実現のためには、市民が自らの居住する地域の政策を自ら決定していかなければならないし、またそうした民主的な仕組みが存在しなくてはならない。このような民主的な仕組みこそが情報公開制度であり、このことは市民の「知る権利」に言及するまでもなく「開かれた住民自治」でなければならぬのである。

ところで、開かれた住民自治の実現を目的とする情報公開制度の基本原則としては、おおむね次の4点があげられる。

- ①公開を原則とし、非公開を最小限にとどめる。
- ②個人のプライバシーを最小限に保護する。
- ③利用者にとって利用しやすい制度にする。
- ④公正かつ迅速な救済措置をおこなう。

これらのうちとくに②についてみると、個人のプライバシー権は⁵⁾、憲法が保障する基本的人権の一つでもありながら、情報公開制度によって個人のプライバシーが侵害される危険性があることは否めない。情報公開が開かれた住民自治にとって不可欠の制度であるとしても、個人のプライバシーの侵害は許されるのであろうか。本稿でとり挙げようとする性的犯罪者で有罪歴があり、再犯の可能性の高いとされる者の実名や写真という個人情報を地域社会に公開することの是非は真にかかる問題である。

いうまでもなく、個人のプライバシーはみだりに侵害されるようなことがあってはならないし、情報公開制度にあっても個人のプライバシーの権利は最大限に尊重されなければならない。換言すれば、個人に関する情報でプライバシーにかかわるものは原則として公開してはならないとされる。

これは国際的に認められた原則であり、O E C Dは、1980年9月に「プライバシーの保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するO E C D理事会勧告」を採択した⁶⁾。

この勧告は、最小限の基準とみなされるもので、ほぼ各国の法律の共通的要素を集約した基本的考え方を明らかにした8つの原則があり、加盟国に対し①ガイドラインに掲げる諸原則を国内法のなかで考慮すること②プライバシー保護の名目で個人データの自由な国際流通に対する不当な障害を設けないようにすること③ガイドラインの履行について協力することを求めている。理事会勧告に示された8原則は次の通りである。

①収集制限の原則

(Collection Limitation Principle)

個人データの収集には、制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適當な場合には、データ主体に知らしめまたは同意を得た上で、収集されるべきである。

②データ内容の原則(Data Quality Principle)

個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり最新なものに保たれなければならない。

③目的明確化の原則

(Purpose Specification Principle)

個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならず、その後のデータの利用は、当該収集目的の達成または当該収集目的に矛盾しないで、かつ目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。

地球環境保護と個人情報

④利用制限の原則(Use Limitation Principle)

個人データは、ガイドライン第9条(目的明確化の原則)により明確化された目的以外の目的のために開示利用その他の使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りではない。

(ア) データ主体の同意がある場合、または

(イ) 法律の規定による場合

⑤安全保護の原則(Security Safeguard Principle)

個人データは、その紛失若しくは不当なアクセス・破壊・使用・修正・開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。

⑥公開の原則(Openness Principle)

個人データに係る開発、運用および政策については、一般的な公開の政策が取られなければならない。個人データの存在、性質およびその主要な利用目的とともに、データ管理者の識別、通常の住所をはっきり指るための手段が容易に利用できなければならない。

⑦個人参加の原則

(Individual Participation Principle)

個人は次の権利を有する。

(ア) データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者またはその他の者から確認を得ること。

(イ) 自己に関するデータを「合理的な期間内に」「もし必要なら、過度にならない費用で」「合理的な方法で」かつ「自己にわかりやすい形で」自己に知らしめられること。

(ウ) 上記(ア)および(イ)の要求が拒否された場合には、その理由が与えられことおよびそのような拒否に対して異議を申し立てることができる

(エ) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること、およびその異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化、補正さること。

⑧責任の原則(Accountability Principle)

データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。

2. 刑事情報公開のあり方

個人情報の概念やその保護のあり方については今日、さまざまな見解がみられるものの、グローバルスタンダード的立場をつねに念頭に置いて、市民の意識の高まりや社会情勢の変化に適切に対応していく努力が必要であろう。もっとも、個人情報として保護すべきとされるプライバシーに関する情報とはどの範囲のものをいうのか。いかなる情報がプライバシーに関するものなのか。また、プライバシー情報であっても明らかに個人の権利を侵害することがない場合でも公開すべきではないか。さらには、特定の個人が識別できる個人情報であったとしても、比較考量の結果、公開して差し支えない情報はどこまで許されるか等、プライバシーに該当するか否かの判断は、学説や判例上でも大きな論議のあるところで必ずしも明確ではないといえよう。だが、概観するならば、二つの対立する考え方がある。一つは、プライバシーに関する情報とは「通常他人に知られたくない個人情報」であるとするもので、二つ目は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうる情報のうち公開しても明らかに差し支えないと認められる情報を除いたもの」とする見解である。前者の考え方においては、何が通常他人に知られたくない情報なのかきわめて不

明確であるし、後者は、真に保護すべきプライバシー情報とは何かが不明確である。いずれにせよ、知る権利よりもプライバシーの権利を優先させるのだとすれば、民主主義の実現のために必要とする市民自治の原則である情報公開制度が後退することになるだろうし、公開に踏みきればプライバシーが侵害されるばかりか、回復は困難となるであろう。

そこで問題となるのが、性的犯罪者で有罪歴があり、再犯の可能性のある者の実名や写真といった個人情報を地域社会に公表することのはずである。すなわち、市民の生命、健康、安全や生活または財産の保護および価値づけられると考えられる情報はたとえ個人情報であっても開示すべきだとされる業務的公益開示事項とされるか否かの判断である。もし、業務的公益開示事項と認められる情報ならば、個人のプライバシーの保護よりも優先すべきとされるのである。こうした事例として、アメリカにおける通称「ミーガン法」が挙げられ、性犯罪者・幼児犯罪者など類犯者の情報は住民に知る権利があるとして地域当局は当該犯罪者が住むことになった地域住民にその事実を知らせることになった。しかも、こうした取り組みはイギリスやカナダを初めヨーロッパ各国で実施されている。次章において、アメリカにおけるミーガン法についてみていくことにしたい。

3. アメリカにおける刑事情報公開

(1) ミーガン法制定の契機

アメリカにおいてミーガン法制定のきっかけは、ニュージャージー州ハミルトンで、1994年7月29日にミーガン・カンカ(Megan Kanka)ちゃん当時7歳の少女が、近所に住んでいた顔見知りの男に

子犬を見せてやると誘われ彼の家に行きベルトで窒息させられて意識不明となり、性的乱暴を受けたうえ殺害されたことに始まる⁸⁾。男はミーガンが友人の家に遊びにいき、いなかつたので帰るという様子をずっと見ており、ミーガンが犬が好きであることも知っていた。また、この犯人は1979年、81年の2度にわたり少女への性的乱暴のために実刑を受け、1988年に釈放された経歴を持つが、母親のモーリンは全く知らず、もし、そういう事実を知っていたならば、決してミーガンを一人で外出させなかつたと主張した。この事件直後に被害者の遺族をはじめとする地域住民たちは、性的犯罪者で有罪歴があり再犯の可能性がある人物の情報を公開せよと署名運動を開始したところ、わずか3か月で40万人の署名が集まり、ニュージャージー州は、1994年10月に「ミーガン法(Megan's Law)」を成立させた⁹⁾。

ミーガン法は、子供に対する性犯罪者が刑期を終えて、あるいは仮釈放等されて、地域に住もうとする場合に、州が再犯の可能性がある危険人物と考える場合にはその人物の犯罪歴や住所などの関連データを登録管理し、その個人情報を犯罪者確認のために地域社会に知らせるというものである。1996年5月、クリントン大統領はミーガンの母親であるモーリスさんをホワイトハウスに招き、各州政府にミーガン法の制定を求める連邦法に署名し、犯罪防止法(Violent Control and Law Enforcement Act of 1994)の一部を修正した(42 U.S.C. 14071(d) の S. 170101 (d))。さらに8月には連邦性犯罪者登録制度(National Sex Offender Registry)の計画を発表し¹⁰⁾、法務長官がFBIに登録システムを管理されることにより、各州の9執行機関にどの州性犯罪者が有罪になったかを

地球環境保護と個人情報

確認できるようにすることを命じた。そして、1996年の10月には、各州におよぶ性犯罪者追跡確認法(Pam Lychner Sexual offender Tracking and Identification Act)が法制度化され、州境を越えて性犯罪者を追跡するため州とFBIとの調整をはかった。

なお、成年者への児童愛(pedophilia)や近親相姦(incest)などの性的虐待の増加やこれに対応した連邦のProtection of Children against Sexual Exploitation Act of 1978年の制定がみられてきたといえよう。また、1人の性犯罪者によって生涯において苦しめられる子供の数は平均して117人という¹¹⁾。Jim Ramstad下院議員の言葉からも明らかなように、児童に対する性犯罪行為の増加はアメリカ国民の不安の種であったことは間違いない。とりわけ、アメリカにおいて発生した同様のセンセーショナルな事件としては、1989年にワシントン州で性犯罪歴のある者が、7歳の少年に強制わいせつ、傷害を与えたうえ男性性器を切除するという行為をなしたFarl Shriner事件、1990年のミネソタ州で11歳のJacob Wetterlin行方不明事件、1993年の性犯罪者だった隣人に殺害された10歳のZachary Snider事件などがある。このような児童に対する性犯罪事件の増加が最終的に連邦レベルでのミーガン法の成立¹²⁾へとつながったのである。

(2) ミーガン法の内容

2C:7-1 表決・宣言

1 議会は以下のように票決し、宣言する

a 性犯罪者や子どもに対する略奪的行為を犯す犯罪者による常習的な危険や、精神的疾患の結果として他人を食い物にする人による危険は、法執行官に対して、公衆の安全のために必要なときには、公衆に身分を知らせ、警告すること

を許す登録制度が必要である。

b 性犯罪者や子どもに対する略奪的行為を犯す犯罪者の登録制度は、性虐待や誘拐を含む事件を防ぎ、速やかに解決する重要な追加情報を提供する。(L 1994.C.133.S.1)

2C:7-2 性犯罪者の登録: 定義

2 a本節 b項で定義された性犯罪に関わったとして有罪になったり、非行と認定されたり、また、精神障害故に無罪となったりした者は、本節のc項、d項によって登録される。

bこの法の目的のために、性犯罪は以下のものを含む

(1) 加重性的暴行、性的暴行、加重性犯罪者接触、N.J.S.2C:13-1 の c項(2) に該当する誘拐、あるいは精神障害故の無罪放免：N.J.S.2C:24:4 の a項に該当する、子どものモラルを傷つけ、汚すような性的 接触を行うことで、子どもの福祉を危険にすること：N.J.S.2C:24-4 の b項に該当する、子どもの福祉を 危険にすること：N.J.S.2C:24-b項に該当する、子どもの福祉を危険にするようなこと

(3) ミーガン法の実施状況

①性犯罪者の登録制度(registration)

性犯罪者の登録制度については、1947年カリフォルニアにおいて、性犯罪者の登録制度が始まったとされ、1985年には僅か 5州が性犯罪者登録制度を保有しているにすぎなかったが、1993年12月末までには24州が同様の登録制度立法を成立させ、以降各州での立法が相次ぎ、1995年には46州が性犯罪者登録制度を設け^{13,14)}、1997年には、クリントン大統領の性犯罪者登録制度の推進を受けて、全米の50州がなんらかな形で性犯罪者登録制度を有するまでに至っている。具体的には多くの州で保

釈または保護観察で自由になった時に性犯罪者として州政府機関が登録し、登録までの手続過程についての責任は、地方の法執行機関が負っている。一般に、犯罪の種類や量・質により登録期間は異なるが、保釈または保護観察の期間中で平均10年程度は継続されている。もっとも、アラスカ州、カリフォルニア州、ミシガン州、モンタナ州、ネバダ州、ニューハンプシャー州、オレゴン州、サウス州、カロライナ州、ワシントン州などでは、特定の犯罪の場合には終審登録¹⁵⁾となっている。他の州では15~25年の期間まで登録が伸ばせる州もある。

登録される情報の内容は、一般に犯罪者の氏名、別名、住所、性別、指紋、DNAサンプル、顔写真、誕生日、社会保険番号、犯罪歴、勤務先、自動車登録番号などで、これらの登録事項のほかに、カリフォルニアのように入れ墨や傷跡、アイオア州やカンサス州のように電話番号さらにはフロリダ州のように人種、慎重、体重、髪や目の色まで登場を要求して性犯罪者を確認可能にする州もある。他方、メイン州のように当時事項が氏名と住所しかない州もある。

このことは、実行のための法律は各州に委ねられているため登録事項に関する具体的方法や内容は州によって違いがあり、もっとも徹底しているのは、インターネットのホームページでの州もある。

②警告制度

犯罪者かどうかを誰も簡単にチェックできるものとして、犯罪者登録制度が近年ではさらに進んで、性犯罪者データへのアクセスのみならず、より積極的にデータの地域住民への配信や公開を義務付ける地域警告規定(community notification)

をもつ州が増加してきた。各州の警告システムは、より積極的に特定行政機関および公共性の強い機関や施設に対して犯罪者の個人情報を配信して、性犯罪者への地域の監視を強めるシステム、さらには性犯罪者が居住する地域住民に対して犯罪者登録情報を積極的に配付システムなどの形態が採用されてきたといえる。

今日、地域への警告規定(notification)を持っている州は、1995年の14州から現在では、47州にまで増加し、地域住民への警告規定をもたないのはケンタッキー州、ネブラスカ州、ニューメキシコ州のわずか3州となっている。開示される情報には、児童への性犯罪に限定しているものと性犯罪一般について警告として開示するものがある。

犯罪者の被害者が児童である場合には、学校ならびに地域への警告を義務付けている州が多く、州の多くは新聞による警告をも要求している。ルイジアナ州では新聞による警告に加えて保護観察または保釈の条件として犯罪者の居所から一定程度の範囲にある住民や企業に対して警告することを義務付けている。一般的に住民への警告については制限した規定を持っている州が多いが、広範な地域警告を認める理由として、警告制度の目的が潜在的犯罪者への威嚇による犯罪予防であるとしている。フロリダ州では、裁判所の聴問により、もし社会復帰後に性犯罪者が社会に危険な存在になると認定された場合には、新聞により自由になつた性犯罪者の地域への警告を要求している。また、登録された犯罪者の個人情報への一般市民によるアクセスが可能である。登録データはsexual offenderとsex predatorとに分類され¹⁶⁾、インターネットにより全世界から性犯罪者の個人情報へのアクセスもできる。カリフォルニア州では性犯罪者の

登録情報は63,000人以上にあがり、氏名、住所、犯罪内容などの個人情報が一般人よりCDログで簡単に入手できる。また、カルフォルニア司法省によれば、性犯罪者登録ネットには既に35,000件以上のアクセスがあり、州による性犯罪者情報の「900番」電話に過去2年間で12,400件の問い合わせがあったとされている。

警告を受けとる対象となる場所は、州によっても異なるが、オレゴン州ではsex predatorにおいては近隣の住民、教会、地域の公園、学校、コンビニ、会社そして子どもや潜在的被害者がしばしば行く場所などと広く規定している。このように警告システムは、ニュージャージー州やニューヨーク州では、再犯の危険性に応じて段階付けをしてLow risk of fender, monderate risk offender, high risk offenderとしてLow risk offenderについては警察のみに警告し、それ以上の者については住民がその情報を「900番」電話などにより得られるようになっている。もっとも、近年では、犯罪者への人権配慮等から、犯罪者の危険レベルに応じた強制的開示ではなく、裁量により登録情報へのアクセスを認める傾向となってきている。カンサス州、ノースダコダ州、サウスダコダ州では簡略して登録された犯罪者への記録や情報はpublic recordsとして取り扱っている。また、公開に消極的な州で、このようなデータへの住民一般のアクセスを禁止するような場合、マサチューセッツ州、ペンシルバニア州、ネブラスカ州、バーモント州、コロンビア特別区などでも、地域の公的機関や学校、子どもを取り扱う組織などにはデータを公開しているところが多い^{17,18)}。

まとめ

個人のプライバシー保護よりも、地域環境の安全、再犯の抑止を図ろうとするための性犯罪者登録制度は、アメリカにおいて急速に発展してきた。だが、すでに述べてきたように特定個人を登録するものとしては、ヨーロッパ各国やオーストラリアにも広がり、イギリスでは、1997年に性犯罪者法(Sex Offender Act)が施行され性犯罪者の氏名、住所、生年月日などを登録情報とし、住所変更後も14日以内に地域警察への届け出を要求している。また、ドイツ、フランス、イタリア、オランダなどにも同様の取り組みがみられる¹⁹⁾。次の号において、ヨーロッパでの刑事情報公開の実態をみていただきたい。

(注1)神戸小学生殺害事件において、新潮社の週刊誌上における顔写真掲載で、加害者の人権と被害者的人権についての論議が最もしだされた。(参考<http://www.tv-asahi.co.jp/asanana/video/>)

(注2)新潟少女監禁事件においても、少女・女性が被害者となるような事件を抑止するために加害者の情報公開を望む声が相当あがった。(参考<http://ntt.asahi.com/532/board/>)

(注3)西尾・大森編著『自治行政要論』第一法規(1986年)311頁参照。

(注4)政府と地方自治をめぐるさまざまな問題を「政府間関係論」とよび、これまでの上下関係から異なったレベル関係という考え方へ変化している。

(注5)プライバシーの権利は、歴史的には比較的新しい権利であり、19世紀後半、アメリカでブランダイス元判事がイエロープレス事件の

判決において「一人にしておいてもらう権利」(right to be let alone)として用いられたものであるとされる。このプライバシーの権利は古典的には、①個人情報を遮断する②個人情報は出さない③他人の進入も認めないというものであったが、現代的なプライバシーの権利というのは、個人情報を提供して、それを適正に使ってもらうという方向、すなわち、自己情報をコントロールする権利に変わってきている。

(注6)兼子仁他編著『情報公開・個人情報条例運用辞典』悠々社(1991年)130頁～131頁参照。

(注7)堀部政男「個人情報保護論の現在と将来」ジュリスト946号28頁(1998年)

(注8)アメリカにおける性的虐待については、児童虐待防止連邦委員会(the National Committee for the Prevention of Child Abuse)の調査によると、1991年の児童への性的虐待は405,000件もある。しかし、こうした児童への性的虐待は、その50～90%が警察へ報告がされていない。参考、Thomas J. Reed. Reading Gaol Revisited: Admission of Undercharged Misconduct Evidence in Sex Offender Cases. 21 Am. J. Crim. L. 127. PP. 150(1993)

(注9)ニュージャージー州では、1983年に集中監督プログラム(Intensive Supervision Program)にもとづく保護観察が実施されてきた。このプログラムは刑務所の代替策としての意味をもっており、それは、社会復帰よりもむしろ犯罪抑止にもとづく犯罪監視のためのシステムで、ミーガン法を容易に受け入れる土壌を形成していたといえよう。参考、Pearson Frank S., New

Jersey's Intensive Supervision Program.

31. 3 Crime and Delinquency 393～410

(注10)the Violence Against Women Office, U.S. Department of JusticeにおけるAssistant Associate Attorney GeneralのJoan Silverstainは重要な制度であることを示唆している。

(注11)139 Cong. Rec. 1999. 3 21 (statement of Rep. Ramstad) 参照。

(注12)<http://www.asahi-net.or.jp>参照。

(注13)1995年の時点においては、性犯罪登録制度をもつ州のうち、アラスカ州、ジョージア州、イリノイ州、アイダホ州、メイン州、メリーランド州、ワイオミング州が児童のみへの性犯罪者を登録の対象としていた。

(注14)ジョージア州では、自治体警察がもっている情報をホームページで公開している。参考として<http://asahi-net.or.jp/>

(注15)Alaska Stat. S. 12.63.02(1995), California Penal Code S. 290(a)(1)(1996), Montana Rev. Stat. S. 566.600(1996), Nevada Rev. Stat. S. 207.156(1995), New Hampshire Rev. Stat. Ann. S. 632-A:165(1995), Oregon Rev. Stat. S. 181.507, (1997), Washington Rev. Code S. 9 A. 44.140(1996).

(注16)sexually violent predatorとは、暴力的性犯罪により有罪判決を受けた者で、略奪的暴力的性犯罪を犯すような精神異常もしくは人格障害を伴っている者で、その結果として一般市民の健康と安全に対する脅威となる者のことである。(42 U.S.C.S.14071 (a)(3))。

(注17)隣人が性犯罪者かどうかを、だれでも簡単にチェックできるコンピューターシステムが

地球環境保護と個人情報

米カリフォルニア州でスタートした。多発する子どもをターゲットにした性犯罪に業を煮やした挙げ句の対策だが、死亡した前歴者のデータが含まれていたり、名前を誤って入力するなどの問題もあり、議論を呼んでいる。パソコンによる情報公開という新たなシステムは、「性犯罪者名簿」とは異なり、市民がパソコンの画面で手軽にアクセスできる制度は全米でも初めてであり、今回のカリフォルニア州の新システムで公開の対象となるのは、性犯罪者のうち夫婦間の暴行やポルノ文書の所持などのケースを除いた計60,920人でその内容は名前、身長、体重、髪や目の色、顔写真、住んでいる地域を示す「郵便番号」、過去の性犯罪歴などがCD-ROMにまとめられている。パソコンとCD-ROMは、主要な警察署に備えられ、18歳以上の人ならだれでも身分証明書を提示、簡単な手続きで利用できる。データは年4回、更新されるという。また、ニューヨーク・タイムズ紙も同州内で最近性犯罪者が、住民運動が起きて引っ越しざるを得なくなったり、予定していた仮釈放が延期になった例を挙げ、情報公開には問題も多いとしている。

(注18) カリフォルニア州では、犯罪歴のあるものの個人情報の一般公開にともない、犯罪歴のある地方紙ザ・パラダイス・ポスト紙の新聞記者が解雇されるという波紋が広がっている。解雇された記者はビジネス、宗教担当の男性記者で、同紙が地元の性犯罪者について記事を書こうとして州当局のデータベースを検索したところ、この記者の犯罪歴が判明。会社側は顧問弁護士の「再び犯罪を起こした場合、

新聞社が責任を問われる恐れがある」という判断に従い解雇に踏み切ったという。記者は1984年に未成年者に性的暴行を働き90日の禁固刑を受けたのを皮切りに、その後も同種の犯罪を繰り返し、1996に最終的に州刑務所から釈放された後、同新聞社に入社していた。しかし入社後の勤務態度はまじめで熱心と上司も認めており、問題も起こしていなかった。(参照 <http://zij.co.jp/jic2/i-news>)

(注19) 2000年8月6日付読売新聞・朝刊7面、2000年8月20日付読売新聞・朝刊6面、2000年8月26日付読売新聞・朝刊6面等参照。